

山村振興の手順に関する研究
——特に「特用林産むらづくり事業」の
しいたけ栽培振興による場合——

西 井 一 成
(農学部農業経営学研究室)

A study on the Procedure for the Development Project
in the Mountain Villages
——Particularly by means of Extension of Shiitake Mushroom Production——

Kazushige NISHII
Laboratory of Farm Management, Faculty of Agriculture

Abstract: Since 1965 when the Mountain Villages Promotion Law was enacted, many mountain villages were largely benefited by the governmental development projects. The increase in income and the improvement in standard of living in the targeted villages were obviously observed. However the gaps of income and standard of living between the mountain villagers and city-salaried men have not yet been closed. Due to the steady out-migration of young generations to urban centers, these villages have depopulated, and aged people are left behind. In order to solve the above-mentioned problems, the Forestry Agency has launched an important project so-called "Forestry Products Villages Promotion Project" in 1982. The purpose of this paper is to examine an effective and practical procedure to execute the project in the mountain villages, particularly by means of the extension of shiitake mushroom production. In Kochi Prefecture, this kind of development project was firstly adopted in Gohoku-mura in 1982. The Report of investigation concerning the features of shiitake mushroom production in Gohoku-mura is cited and examined. The importance of shiitake production in the village, size of farm management, techniques of culturing and marketing channels are also analysed. Finally, a general procedure to execute the project in the mountain villages, like in Gohoku-mura, by means of extension of shiitake mushroom production is proposed.

緒 言

昭和40年の山村振興法成立以降、多くの山村に莫大な国費が投入され続けているが、依然として山村地域と他の地域との所得較差はなくならず、また生活環境、特に生活の利便性についても同様な格差がみられる。これが主因となって、若年労働力を中心にした人口移動が止まず、山村集落の過疎化と老齢化が進行している。

林野庁では、「林業振興地域育成対策事業」、「林業構造改善事業」等の推進を通じて、山村の振興に取り組んできたが、それらの施策を一層強化するために、昭和57年度から林産集落の振興を目的とした「林産集落振興対策事業——特用林産むらづくり事業——」を開始した。

これは、山村農林家の重要な恒常的収入源となっている特用林産物生産の振興と山村生活の最小単位である集落(むら)づくりに焦点を合わせた新しい施策である。

本稿では、同事業の対象とする特用林産物のうちで、全国的に生産の行なわれているしいたけ生産の振興を主とする「特用林産むらづくり事業による山村振興」について、昭和57年度に高知県吾北村において行なわれた事例^{2,3)}を引用、検討しつつ、同事業の有効な活用方法・手順を考察する。

事例地域の概況と事業実施の経過

1. 事例地域の概況⁴⁾ 高知県吾川郡吾北村は、面積 162km²、戸数1,607戸、人口4,684人であり、高知市の北西約 40km に位置している。仁淀川の支流に沿った標高 100~600m の山腹に人家が散在する峡谷型の純山村である。

人口は、昭和30年に10,317人であったが、高度経済成長に伴って、大都市へ若年労働者が流出し、昭和50年には5,203人へと半減し、現在も鈍化したとは言え、依然減少が続いている。総就業人口も、40年の3,905人から50年には2,564人へと減少し、第一次産業従事者も10年間に半減し、50年には1,334人となり、その減少と高齢化は、農林業振興上大きな問題となっている。

土地利用状況は、林野が87%を占め、耕地はわずか3%にすぎない。古くから村の産物は木材や木炭、製紙原料、養蚕等が大きな割合を占めていたが、30年代中期からの急速な経済成長によって、生産様式が変化し、これらの産物に対する市場需要が減少あるいは停滞したために、木炭生産は影を潜め、工芸農作物生産と養蚕業も衰退の一途をたどっている。木材生産も、人工林率が67%となったが、6令級までの若令林が90%を占め、加えて最近の木材価格の低迷によって林業に対する意欲も減退気味である。わずか3%の耕地では、米・肉用牛・冷涼野菜等が主要な作目となっているが、規模がどれも零細で、林業との複合経営が大半である。

村は、振興山村地域及び過疎町村指定地域であり、第二期山村振興対策では、交通網の整備、農林業の生産基盤の整備、経営近代化施設の導入、社会生活環境の整備、文教施設・国土保全施設等の整備が重点施策として推進された。しかし、山村をとりまく社会的・経済的環境は依然として厳しく、一部にUターン現象はあるものの、若年層を中心とする人口の流出は続き、高齢化が進み後継者の確保も懸念される。また、地域住民の諸整備に対する要望が多様化してきており、村は現在それらを考慮した第三期対策に取り組んでいる。

2. 特用林産むらづくり事業の概要 林産集落振興対策事業(別名)特用林産むらづくり事業は、①特用林産振興を中心とした総合的な集落振興の方向付けのための話し合い活動の推進、②振興の方向付けのなされた集落等においてこれに必要な生産基盤の整備、共同利用施設の導入等、及び③特用林産物の需給の安定を総合的かつ機動的に行なうことを目的にして次の事業内容で実施される。

事業の内容は、大別して①林産集落振興方策策定活動事業、②林産集落振興条件整備事業の2つにわけられている。②では、特用林産振興対策事業・入会林野等高度利用促進対策事業等の既着手分の継続事業の他に、林産集落振興方策策定活動事業の実施により総合推進方策が策定された集落等においては、その方策の達成に必要な生産基盤の整備及び共同利用施設の導入等を総合的に実施する一集落平均3,800万円(補助率 $\frac{1}{2}$)のA型事業を導入することができる。これを対照的に、総合推進方策は策定していないが、緊急に特用林産の振興等が必要な集落等においては、A型と同様な事業を実施する一集落平均950万円(補助率 $\frac{1}{2}$)のB型事業がある。57年度には、A型が100集落、B型が200集落予定されていた。

3. 事例地域における事業実施の経過 吾北村では、57年度に林産集落振興方策の策定のために、同事業の推進会議、意向調査、検討会等を開催し、しいたけ栽培を集落の振興方策と決めて、その

ために、しいたけ原木の確保と作業道の開設が重要な課題であるとした。そして、林産集落振興条件整備事業のA型事業を57年6月25日に申請した。その内容は、基盤整備事業として特用樹林造成事業(クヌギ 10ha の新植・保育)、作業道等整備事業(作業道開設計 3,350m およびモノレール3ヶ所計 600m)そして柵場整備事業(柵場造成計 30,000㎡)をあげ、施設整備事業としては、特用林産物生産出荷施設事業(トラック1台と低温庫1台)をとりあげた。事業実施主体は、吾北村及び村内小川地区の柳野しいたけ生産協同組合(同一地区の森林所有者)である。57年から61年度にこれらの事業を行なうこととし、57年度にはクヌギの新植 10ha と作業道の一部開設(980m)が実施されることになった。

吾北村では、この事業の実施と並行して、計画地区内のしいたけ生産の動向、生産技術の評価、しいたけ生産発展の可能性、隣接地区等への波及の可能性について吟味し、阻害要因の検討等を行なうために、シイタケ生産農林家のアンケート調査を実施している。

次節では、その調査結果⁵⁾の要旨を紹介し、本事業の有効な活用法を確立するための検討事例とする。

調査結果の要旨

吾北村のシイタケ生産農林家に対するアンケート調査の結果は、同じ時期に高知県幡多郡を中心とした「幡多モデル定住圏における林業を主体とした複合経営の推進による定住の促進に関する調査⁶⁾」で、同地域(西土佐村・十和村・中村市・宿毛市)のしいたけ生産者にも同様のアンケート調査を行なった関係もあり、高知県でも屈指のしいたけ産地である西土佐村・十和村との比較を中心にまとめられた。

1. しいたけ栽培の位置付けの変化 町村ごとに縦軸に栽培者1人当たりの年間生産量(生産効率)

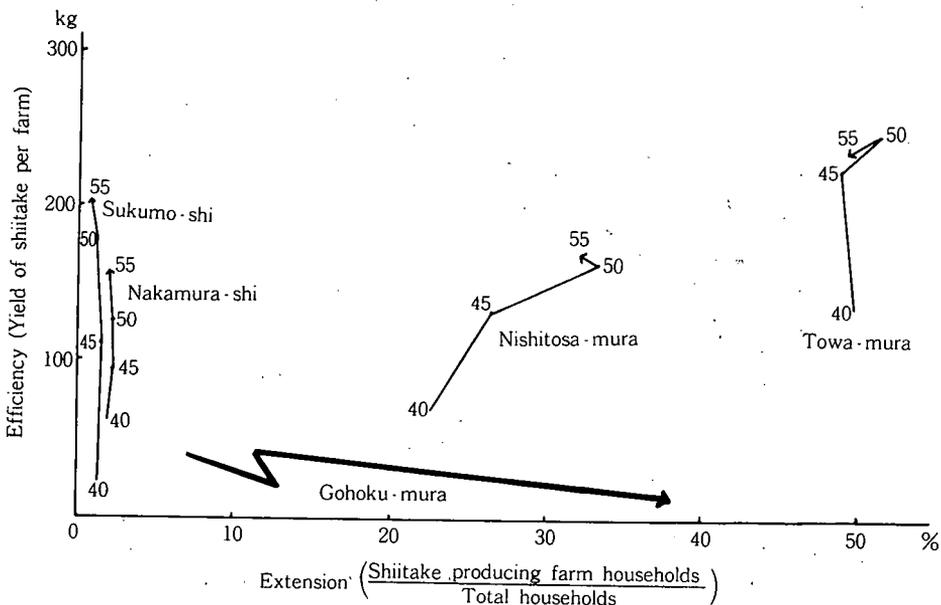
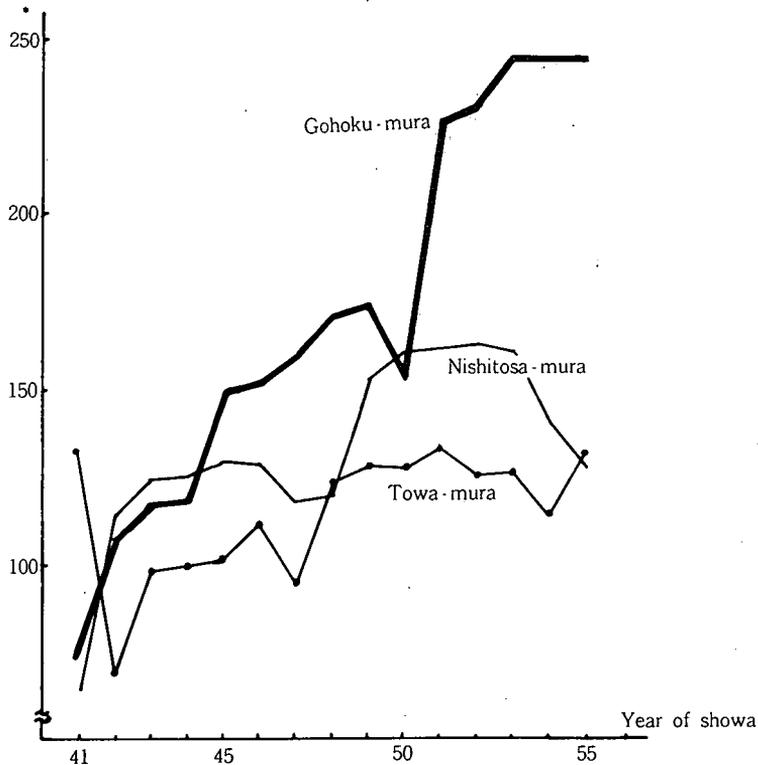


Fig. 1. Changes of Efficiency and Extension of shiitake production by districts.

を表わす)と横軸に全世帯数に占めるしいたけ栽培者数(普及度を表わす)をとり、高知県内の主なしいたけ産地について、昭年40年から5年ごとにその動きを追うと、Fig. 1となる。

指標のとりかたはいろいろ考えられるが、ここでは原点から離れるほど、生産効率は高まり、普及度も上がり、しいたけ栽培が振興することを示す。吾北村は生産効率が極めて低いが、50年代に普及度が大幅に伸び、この点に他の地域と大きな違いがみられた。今後における同村のしいたけ栽培の振興方向として、縦軸方向での上方シフト、すなわち1人当たり生産量を増大させることが必要であると指摘された。このためには、1人当たり榎木本数の増加と榎木1本当たり収量の増加を並行的に推進することが必要になる。

2. しいたけ栽培の経営規模について しいたけ栽培の経営規模は、一般に榎木の保有量で示されるが、まず同村全体の榎木保有量の変遷を他地域と比較してみると Fig. 2 のようになる。昭和41~43年の3か年の平均を100として指数で示したが、吾北村の場合は、50年にやや減少したが、その増加率は他地域を凌駕するもので、特に50年代初めの伸びは大きく、53年以降他地域では減少傾向が目立つのに比べて、吾北村は53年水準を維持している。



* Average number of bed-logs (of Showa 41, 42 and 43) in each district = 100.

Fig. 2. Changes of number of bed-logs by districts.

更に詳しく見るために、榎木保有規模別生産者数の変化 (Table 1) と近年 (53~55年の平均値) の榎木保有規模別平均榎木保有量 (Table 2) をみると、50m³ までの小規模層では吾北村は他地域と比べてかなり小さいが、101m³ 以上の大規模層では大きくなっており、多数の零細な規模の生産者と少数の大規模生産者の存在が、他地域と比べて特徴的である。

Table 1. Number of farms classified by size groups of bed logs

Year *	less than 10m ³	11-50m ³	51-100m ³	more than 101m ³	total
41	98	17	6	2	123
42	157	25	5	2	189
43	165	28	6	3	202
44	165	34	5	3	207
45	170	38	9	4	221
46	150	42	10	4	206
47	130	45	10	4	189
48	120	45	10	5	180
49	161	48	12	5	226
50	134	34	11	5	184
51	450	142	16	5	613
52	450	142	16	5	613
53	450	142	16	5	613
54	450	144	16	3	613
55	450	144	16	3	613

* Year of showa.

Table 2. Average per farm bed logs by size groups

District	less than 10m ³	11-50m ³	51-100m ³	more than 101m ³
Gohoku-mura	2.1	13.0	69.7	186.0
Towa-mura	8.0	40.3	77.3	137.7
Nishitosa-mura	5.4	18.7	53.0	109.4
Nakamura-shi	5.9	28.9	66.5	128.6
Sukumo-shi	6.9	39.9	79.4	160.4

3. しいたけの栽培技術について 栽培技術の評価は、生産されるしいたけの単位当たり生産量と品質 (価格) との積から、単位当たり生産費を差し引いたものとして、とらえることができる。しかし、今回の調査では生費費を調べることができなかつたので、単位当たり生産量と販売単価の面からの分析にとどめた。(だが、栽培方法については詳細に調べたので、およその傾向として放任栽培で、生産費の極めて少ない栽培を行なっているものと推測された。)

榎木1石当たりのしいたけ収量をみると、昭年52・53年まで増加傾向が続いており、また種駒千個当たりでも同様な傾向がみられたが、これを他地域と比べるの2~3割多い (これは石当たり種

駒使用量の少ないことによる) こと等が特徴的であった。これは村全体の平均であるが、アンケート調査を行なって詳細に調べた21戸の56年度の生産量について加重平均値を算出すると、1石当たり 1.33kg となった。村全体の平均では 0.5kg 位であるから、調査対象は一見かなり高度な技術を備えた栽培者であるかのようにみえた。Fig. 3 は、同様の調査を西土佐・十和で行ない、石当たり収量の階級別の分布をみたものであるが、両村に優るとも劣らぬものとなった。

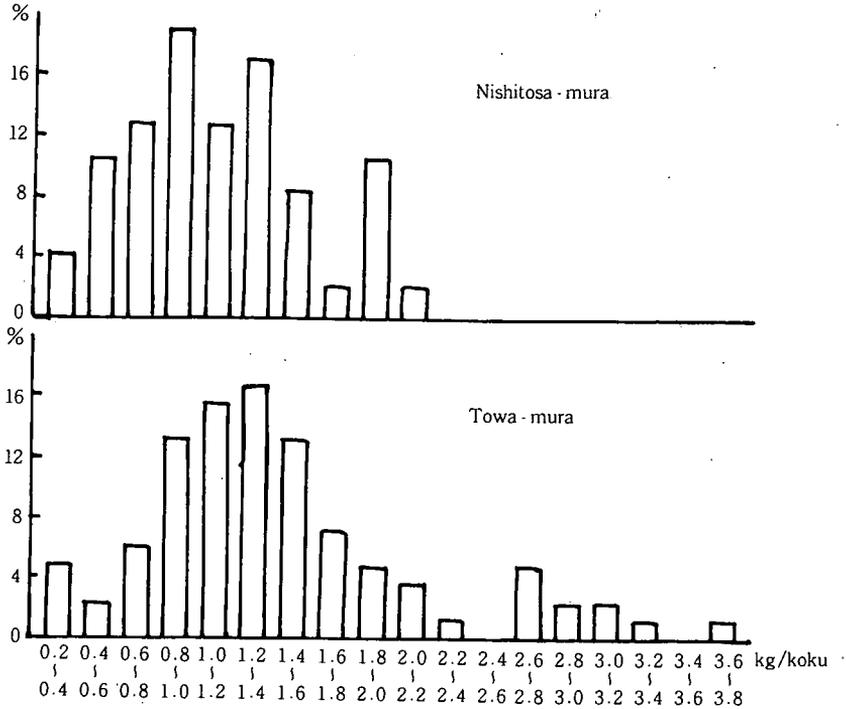


Fig. 3. Distribution of yield per 1 koku (= .278m³) of bed-logs.

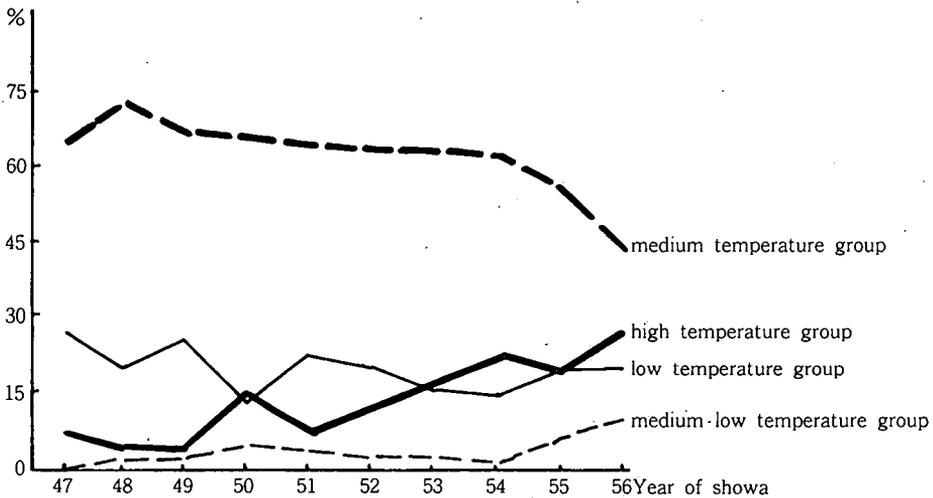


Fig. 4. Changes of spawn varieties.

しかし、これは収量のみ多いのであって、西土佐 2,865円/kg、十和 2,991円/kg に対して吾北村では 2,694円/kg という平均販売単価を求めたことにより、吾北村のしいたけの品質のよくないことがわかった。

それは、使用している種菌の品種が、多種多様であり、また系統別に見ても中温・高温系が大部分を占め、低温・中低温系がそれに加わるという状態に起因する (Fig. 4) のものと思われた。

品種数の多いことから適期採取が難かしく、また各品種の使用法に精通できず、中温系や高温系の多いことから、量は採れるが質が悪いというのが現状である。西土佐・十和村で50年以降、中温系から中低温系・低温系へと大々的に品種の切り換えを行ない質の向上につとめていることと比べると、吾北村は昭和40年代の西土佐・十和村の種菌使用状態にあるとも考えることができた。

4. 販路について 吾北村の昭和41年のしいたけ生産量は、乾しいたけ 4,622kg、生しいたけ 6,394kg に対して、昭和56年にはそれぞれ 4,700kg、23,832kg となり、生しいたけの生産量に大幅な伸びがみられた。またアンケート調査対象農林家は、同村の56年の生産量の乾しいたけで49.5%、生しいたけで60.7%を占めていた。

良質のしいたけを多量につくっても、それらが高く売れる販路が確立していなければ仕方がない。調査農林家での販路を調べると、乾しいたけについては、ほとんど森林組合を通じて出荷され、質に応じた値をつけられている。また、量についても、全国に移送でき、保管のきく商品であるため、また海外での需要も旺盛なため、品種系統の切り換えにより良質のものを多量につくっても十分その販路はあり、今後の発展が期待できる。

しかし、生しいたけについては、現在すべて個人出荷であり、その販売価格も人により大幅に異なっている。本地域での生しいたけの生産者は、未だ少人数でまだ生産量も比較的少ないため、車で約1時間で行ける高知市内の市場へ、生産者個人で自分の日々の生産物を出荷している状態である。

生産者自信も、できる限りは個人でやってみるという気持が強く、いまだ出荷の共同化とか、森組、農協等の利用という考えは無く、その必要性を感じていない。

今後、生しいたけの栽培技術が普及し、高知市に近いという利点を生かし、その生産に多くの現在の乾しいたけ生産者が加わるようになると、これまでの生産者のように先駆的利益は得にくくなり、また市内の需要量にも限界があることから、他の都市への販路の開拓、共同化による出荷費用の節減、出荷量の計画・調整等が必要になるものと思われた。

事業内容選択の手順

調査結果の要旨はまとめると前節のようになるが、ここで果して、今回実施される事業が真に吾北村の小川地区のしいたけ栽培振興に的確に寄与するものかどうか検討する。また全国で300に及ぶ事業対象集落のうちで、しいたけ栽培の盛んな集落がおそらく大半を占められると思われるが、このしいたけ栽培の振興による山村の振興のために、本事業を有効に活用する手順を考察する。

1. 林産集落振興条件整備事業の内容と問題点 まず、いかなる事業内容が可能かを調べてみると、先に述べたA型・B型ともに、生産基盤の整備として、①樹林造成事業 (しいたけなどのきのこの原木、竹、桐、うるしなどの特用樹林、これらの展示材、山菜、薬草の栽培地、草地、牧草地などの造成)、②作業道などの整備事業 (作業道、モノレール、林道、連絡道などの開設・改良)、③楢場など整備事業 (楢場、苗畑、小規模農地、体験実習山菜園、きのこ園などの整備) などがある。

共同利用施設の整備としては、①生産・出荷施設事業(特用林産物の生産・出荷施設, 高齢者生産活動施設, 造林用・育苗用・素材生産用の施設, 畑作物の生産・出荷施設などの整備), ②加工・貯蔵施設事業(特用林産物の加工・貯蔵施設及び展示実習施設, 低資材の加工施設, 高齢者加工活動施設などの整備)がある。

これらの種々の整備事業は, 各集落の実情に応じて選択し, 総合的に実施できることになっている。

問題は, これらの内容について若干の不満(たとえば, 原木林はあるがしいたけ栽培を行っていない集落に対する種菌購入援助とか, 原木事情の逼迫している集落に対する原木購入援助等が事業内容にとりあげられていないこと)がなくはないが, それよりも事業内容の選択を集落に任せているところに, 自由を認めて, その責任を転嫁するのではないかという危惧が感じられる。確かに, 自由と責任は表裏の関係にあるが, この選択をまかされていることは, これまでの多くの補助事業にありがちな, 少額・広範囲な補助事業の終焉(休眠施設化・何でも導入役立たず化)の二の舞になる危険性がある。

たとえば, この吾北村の小川地区の場合も, 確かにクヌギ植林は将来の原木事情の悪化に備えた施策であり, ある意味では評価されるが, その利用は10年先のことであり, 緊急に必要なのは, しいたけ栽培技術の普及であり, 栽培品種系統の統一であり, しいたけ共同出荷組織の確立である。これは, アンケート調査結果の分析の後に判明したので, すでに事業は決定しており, 後の祭りとなったが, これらの緊急に必要な課題に対応する整備事業は自ずと限られてくるが, その前段階的確な発見は難しい。

また, 本事業は林業構造改善事業等のような計画策定年度が認められておらず, 対象集落の決定, 話し合い活動の推進, 事業計画の樹立, 事業の現地着手までを同一年度内に実施せねばならず, 手続き・様式等が簡素化されている反面, 重要な課題の検討・提起が安易なものとされがちである。

2. しいたけ栽培の特異性^{7,8)} しいたけ栽培は, その開始より約2年を経ないと現金収入は入らないが, 継続的に毎年植菌を行っていくと, その後は恒常的に収入を得ることができるので, 今回の事業でもそのメインとして, しいたけ栽培の振興のための補助が取り上げられている。しかし, しいたけ栽培は他の農林作物栽培と大きく異なるところがあり, 前項の課題の発見に少なからず影響を及ぼしているところがある。

第一には, 栽培者の多くが自分の経営規模を正確に把握していないことである。確かに未だ栽培技術が標準化されておらず, 気象・地形等に大きく生産量が左右されているとは言え, 自分の技術程度も確認できないので, 問題点を自覚できず, またごく近い来年の生産量の予測も不可能というのが大部分の栽培者の実情である。

今回のアンケート調査では, 経営規模の把握とそれから求められる単位当たり生産量の計算に多大な時間を費やしたが, 吾北村の場合は, 調査農林家数が少なかったため, 例として取りあげないが, 吾北村より歴史があり, また大規模で, しいたけ栽培の普及している西土佐村や十和村の場合においても, これは大きな問題として指摘できた。

しいたけ栽培の経営規模には, 用役楢木の材積や本数, 使用種菌量等が使われるが, 高知県では林積の石数で表わすことが一般的であるため, 西土佐村(77戸), 十和村(115戸)の経営規模の把握には石数を使用した。正確を期すために1戸ごとに昭和52年からの年次別使用種菌量と平均石当たり使用種菌量を求め, 年次別育成楢木石数を計算し, 52年のものに0.2, 53年に0.3, 54年に0.4, 55年に0.1を乗じて加え, その和の4倍を修正用役楢木石数とし, 各戸の経営規模とした。そして, その値と, 別の設問で他作目の規模と共にたずねたしいたけの用役楢木量との比較を行な

い、しいたけ栽培者の経営規模の把握のくいちがいの実情を調べた。修正用役楯木石数を求める際の年次別の係数に異論のあることも考慮して、同石数の2割減から2割増の間を適正とし、また別の設問で規模を年植石数として答えていると思われるものの場合も同様の幅をもたせて適正とした(Table 3)。

Table 3. Estimation of farm size

	Towa-mura	Nishitosa-mura
correct	28%	26%
underestimated	27	20
overestimated	11	1
number of bed-logs unknown	9	18
number of spawn unknown	25	35

結果は、西土佐で26%、十和で28%のものしか、この幅を持たせた適正な規模をも把握していなかった。規模を答えていても、過小評価しているものが多く、また規模を答えなかったもの、植菌数を覚えていなかったものが多いことは、問題であった。

それ故、先に述べたように、単位当たり生産量については全く把握できず、自分の栽培技術水準はほとんどつかんでおらず、まして来年の生産量の予測等をもってのほかとしか言いようがない生産者が多い。

本事業のように手続きが簡単で、しかも短期間に事業内容を自らの手で決定しなければならない際に、多くの栽培者がこのように自分の経営規模・技術水準を知らない場合は、県・市町村等の担当者の単に事務手続きが容易で、事業が実施しやすく、みばえのある事業のみの採用に陥る危険性がある。

第二に、しいたけ栽培の特異性としては、その技術普及を種菌メーカーに依存している点をあげたい。この根源は、国がしいたけ栽培について研究・普及の取り組みをおろそかにしている間に、急激に栽培者が増加し、しいたけが成長品目となるスピードに国が対応しきれなかったことに端を発すると思われる。

菌類の学会にしても、種菌メーカーの研究員の寄与するところが多く、学会運営にまでメーカーが影響を及ぼすというメーカーの研究に対する意気込みが、まず研究体制で国に遅れをとらせ、その技術普及にも響いている。現在確かに、特用林産しいたけ専門の専門技術員が各県に続々誕生し活躍しているものの、彼等がその技術を取得したのは、メーカーの研究所で長期あるいは短期の研究、またはメーカーによる現地での講習・指導の結果が大きく貢献しており、一部メーカーでは専門技術員試験の論文作成の手伝いまでして、専門技術員の育成に力を入れている。無論メーカーは、その見返りを長期的視点から期待せねば企業として成立しないのは自明のことであるが、何はともあれ、戦後のしいたけ栽培の技術普及は、種菌メーカーの存在なくしてありえなかったのは事実である。

吾北村については、先にも述べたが、使用する種菌品種の多いことに技術普及のひとつの難点が見い出される。これは吾北村自身が他のしいたけ産地に比べて、絶対的に生産量の少ない地域であり、各種菌メーカーとも積極的な種菌販売量の増加を期待せず、種菌のパフレットを森林組合に置いておき、注文がまとまれば配達にでも行き、ついでに一寸指導でもしようかという程度のしい

たけ栽培後発地域であるからである。その結果、生産者は自分で各メーカーの各種の種菌を自分なりに試さざるを得ないはめとなり、先発地域との格差をますます大きくし、常に品種を取り換えて試すことの繰り返しの終始することになる。県や村も限られた指導人員で各種の品種に対応できず、放任という技術指導になってしまっている。

また、主要産地である十和村や西土佐村でも、栽培者が技術指導の師とおおぐのは、メーカーの指導員(販売員)であり、行政当局に相談にくるのは技術指導以外の補助とか融資についてだけである。それもまた、メーカーの指導員のアドバイスによるところが多いと言う。

技術指導という生産段階のみならず、各メーカーは早くからその流通・消費に至るまで各種の方策でもって貢献してきており、現在の日本のしいたけ栽培経営は、種菌メーカーの指導・協力なくしては振興できない状態となっており、ここにもしいたけ栽培の大きな特異性がみられる。

3. 事業活用のための手順 本事業は、特用林産物のうちで特にしいたけの栽培振興に多く利用されることが予測されるが、それを有効に活用するための方法を、これまでに述べた事例地域の調査結果、しいたけ栽培の特異性等を考慮して、順に検討し、手順としたい。

A型で100集落、B型で200集落という数字は、確かに集落単位であるから多いのは当然である。本稿でもすでに見たように、吾北村のように小規模なしいたけ栽培後発地域が対象となる場合も多いかと思われるが、58年度には高知県では西土佐村の2地区にまた本事業が予定されており、しいたけの歴史的生産地が本事業の対象地域となる場合もある。

どこにせよ、最初にやらねばならぬことは、その地域のしいたけ栽培の現状の把握である。そのためには、まずここ10年間ぐらいの栽培技術の変遷と、その効果の測定により、現状に至った経過を認識することが必要である。集落全体として見る場合は、官庁統計等の資料は、ことしいたけに関しては前にも述べたように栽培者自身の規模の把握が不確実であるためその単純な集計結果という意味で、あまりあてにならない場合が多いので、個別のアンケート調査等を行ない、それを補充しつつ現状に至った経過を分析する必要がある。

個別のアンケート結果も、ややもすると用語の使用に共通性がなく、集計結果が意味のないことになる危険性があるので、十分その内容を事前に検討しておく必要がある。この検討のため及びアンケート結果の分析には、専門技術員、林業改良指導員のうちで、当該地域を担当しているもの、森組・農協等のしいたけ栽培指導担当者、集落の行政担当者及びしいたけ栽培者の代表の参加が不可欠である。吾北村のように指導担当のものが少ない場合は、2~3の種菌メーカーに声をかけて協力を依頼するのも一策である。地域を担当している指導員がいる場合はもちろん、いない場合でもメーカーはそういう会合には長期的視点から参加するのにやぶさかではないと思われる。とにかく前項でも述べたように、しいたけの種菌の自家培養が難かしく、いずれかのメーカーの種菌を使わねばしいたけ栽培のできない現在、メーカーはその利潤追求のため、各地域のしいたけ栽培の歴史的過程・実情についての情報を想像以上に持っているからである。

なお、この第一段階の調査の暇がないと言うような場合も、多々あると思われるが、その場合でも、経過と現状の把握は必ず行なっておかねばならない。その際は特に、前記のメンバーにメーカーの指導員(複数にした方がよい)を加える必要があると思われる。

第二段階は、当該地域におけるしいたけ栽培振興の展望と阻害要因の検付である。すなわち吾北村の例で言えば、生しいたけの販路の問題が思い出されるが、後発地域では特にこの検討が重要となる。第一段階の分析・検討をふまえた上で、近隣の産地の実情に詳しいものを加えて検討する必要がある。なお、この際前項でも触れたように、栽培者の技術水準の把握が展望のために重要な要素となることは言うまでもない。個別の合計が集落であり、集落全体の生産量の計画には、この規

模の正確な把握に伴う単位当たり収量が基礎となるからである。

第三段階では、事業内容の選択・決定を行なう。これまでのしいたけ栽培の経過と現状把握、それに将来展望を整理すると自ずと事業内容は選択される。その決定のメンバーには、県の本事業の事務担当者と市町村・集落の行政担当者をこれまでのメンバーに加える必要がある。あくまで、これまでの2つの段階により検討された課題にふさわしい事業内容とすべきであるが、県の担当者には事務遂行上また他市町村・他県との関連もあるので、その意見も尊重せねばならない。市町村・集落の行政担当者にも同様に町村内の他産業との関連があるからである。

また、もうひとつの重要なことは、当該地域あるいは近隣で、これまで実施された各種の農林業関連の補助・助成事業の成果を同時に検討することが大切である。休眠施設化・何でも導入役立たず化になっているものは、その原因の究明とその二の舞を踏まないよう十分検討を行なって、事業内容の選択・決定が行なわれるべきである。

吾北村の場合は、後の祭りとなってしまったが、使用品種の数が多く、技術普及が行き渡っていないことを、今後の振興の阻害要因とみれば、使用品種を一時的にひとつのメーカーにしぼると、いくら小規模の産地であっても、その振興の成功が核となって近隣へ及ぶかかもしれないというメーカーの長期的な観点から、メーカー指導員は、生産技術の指導はもとより栽培者の組織化を通じて、出荷・販売まで力を入れるようになるものと考えられる。栽培者は、本能的に危険分散のため2社以上の種菌を入れたがるが、現在大手のメーカーは各社とも一系統に2品種以上の品種を製造していることや、品種系統をふやすことで危険分散を計れば、一時的にひとつのメーカーにそろえることも可能である。その結果、しいたけの場合であれば、2～3年で技術普及は急速に行き渡るものと思われる。メーカー・品種等の選択は、現在の一般の技術水準にまず追いつてから行なうべきであり、悪い言い方をすれば、メーカーを利用することになるが、先に述べたように、これまでのしいたけ栽培の振興の担い手としてのメーカーの存在は無視できないからである。

このように考えると、吾北村では早急に本事業の、しいたけ栽培関連の施設の導入がハードとして必要であったと考えられる。

結 語

林野庁では、昭和57年度予算でこの特用林産むらづくり事業を最重点施策として、前年度の特用林産振興対策事業等の4事業の116.9%の予算額を確保し、林産集落の振興に取り組んでいる。

筆者は、すでに事業が実施されてから吾北村に係わったが、山村振興の一手段としてのしいたけ栽培振興のために、いかにこの事業に取り組むべきであったか、考えさせられるところが多かった。

わずか一地区の事例をもとにした検討であり、考え及ばぬところもあろうが、今後さらに事例調査をふやし、真の山村振興のためのしいたけ栽培のあり方、そしてまた他作目・他産業との関連のうでの山村振興の有効な手順・手法についての取り組みたい。

文 献

- 1) 長谷川堯, 特用林産むらづくり事業の創設。山林, No 1175, 11-16 (1982)。
- 2) 高知県吾川郡吾北村, 林産集落振興方策策定報告書。2-4 (1982)。
- 3) 高知県吾川郡吾北村, 林産集落振興条件整備事業計画書。7-18 (1982)。
- 4) 高知県農林統計協会, 吾北村の農林業。29-50, 吾北村 (1982)。
- 5) 都築和夫・西井一成, 吾北村における林産集落振興対策事業の課題と対策。81-94, 高知県 (1983)。

- 6) 高知県, 林業を主体とした複合経営の推進による定住の促進に関する調査報告書(幡多モデル定住圏分)。67-86, 林野庁(1983)
- 7) 拙稿, シイタケの生産・流通・消費構造の計量経済学的分析。農林業問題研究, 18(1), 26-33(1982)
- 8) 拙稿, しいたけ生産サイクル・モデルによるしいたけの生産量と価格の変動に関する経済分析。農林業問題研究, 20(1), 1-9(1984)

(昭和59年9月28日受理)

(昭和59年12月6日発行)